石川県勤労者山岳連盟　遭難対策規定

　　　　　　　　　　　　　（2016/3/6改定）

第１章　総　則

第1条　 この規定は、遭難対策について必要な事項を定め、遭難を防止し、安全登山の普及と向上、遭難者の救助を目的として、山行規定、救助隊規定を定める。

第2条　 目的達成のため、次の活動を行う

（１）遭難防止の為の教育活動

（２）遭難者の救助活動、搬出活動

（３）救助及び搬出の技術普及と向上の為の訓練と研究活動

（４）山行計画書の検討と、必要な勧告・指導活動

（５）その他必要な活動

第２章　山　行　規　定

第３条　 石川県勤労者山岳連盟の加盟山岳会の会員は、山行（スキーツアーを含む）を行うときは、各会へ計画書を提出しなければならない。

第４条　 前項の計画書は、原則として出発7日前までにしなければならない。また、所属会の留守宅本部、自宅にも同じものを提出するのとする。また、登山届を関係部門に提出する。

第5条　 各会の合宿、海外登山等の大きな山行については、あらかじめ救助隊（救助隊監督）に計画書を提出するものとする。

第6条 　提出された計画書が次の事項を満たしていない場合は、計画について、各会の責任で勧告・指導を行なう。ただし、春・夏・冬の一定時期の合宿山行については、県連合宿検討会として指導・助言をも行う。

第7条　 提出された計画書が次の事項を満たしていない場合は、計画書について勧告・指導を行う。

（１）会山行、個人山行の区別

（２）団体名

（３）山行責任者（リーダー）

（４）日程

（５）目的山域とルート

（６）メンバー（任務・氏名・年令・血液型・住所・電話番号・緊急連絡先・労山新特別基金

　または山岳保険の加入有無と加入内容）

（７）留守宅本部

（８）装備リスト

（９）食料リストと予備食の有無

（10）無線機の有無と種類及び周波数（アマチュア無線の場合はコールサイン追加）及び携帯電話の番号

第８条　 計画に変更がある場合は、改めて計画書を提出しなければならない。

第９条　 下山後はすみやかに留守宅本部に連絡しなければならない・

第10条 山行責任者（リーダー）は、会及び救助隊リーダー会より計画について勧告・指導を受けた場合、これを尊重しなければならない。

第11条　留守宅本部は、会員の遭難事故報告を受けた場合、すみやかに救助隊及び所属会に報告しなければならない。又、下山予定を半日以上過ぎても下山報告がなく遭難の可能性が考えられる場合も同じとする。

第３章　 救　助　隊　規　定

第12条　石川県勤労者山岳連盟に救助隊をもうけ、事務所を県連事務所内に置く

第13条　石川県勤労者山岳連盟山岳救助隊を「石川ベルクバハト」と呼ぶ

第14条　救助隊は、次の役員及びメンバーで構成する・

（１）監督　 　１名

（２）隊長　　 １名

（３）副隊長　 　１名

（４）隊員　　 若干名

（５）事務局員

第15条　救助隊にリーダー会を置く。リーダー会は監督、隊長、副隊長、及び隊員の中から隊長に氏名された者若干名で構成され、救助隊の活動全般について決定する。

第16条 救助隊の役員及び隊員の選任は、次の通りとする

(１）監督は、県連会長又は県連副会長があたる。（副会長を追記）

(２）隊長・副隊長は、県連総会後のできる限り早い県連理事会で任命する。

(３）隊員は、所属山岳会の推薦を受けた人で構成する。

第17条　隊員は、次のような権利と義務を有する。

（１）県連盟の主催する行事に優先される。

（２）年２回救助訓練（無積雪期、積雪期）を行う。隊員は、可能な限り参加しなければならない。

（３）隊員は、最低でも５口以上の労山新特別基金に加入、もしくはそれと同等以上の山岳保険に加入するものとする。また、特に危険の予想される出動に際しては、隊員の労山特別基金の増額、ないし他の保険への加入を必ず行うものとする。この祭の費用の負担は、県連が行う。

（４）救助活動、遭難防止活動の積極的推進を行なう

（５）個人的に救助活動を行なう場合にも、原則として隊長の許可を受ける。

（６）登山中、個人的に救助活動を行なった場合は、下山後すみやかに報告するものとする。

第18条　救助隊は、原則として、下記の場合。監督又は隊長の要請に基づいて出動する。

（１）連盟員の遭難が確認された場合

（２）各代表者又は家族の要請があった場合

（３）その他、リーダー会は必要と認めた場合

（４）県連会員以外の遭難について、救助の要望があった場合、県連会長の判断によって、救助活動への参加ができる。ただし、事後の県連理事会の承認を必要とする。

第19条　隊員は、出動要請があった場合、すみやかに出動の可否を明らかにし、救助隊本部と連絡をとって行動しなければならない。

第20条　救助隊長は、救助活動における責任者として現地で指揮をとる。

第21条　救助要請発生し監督や隊長と連絡が取れない場合は、行動可能な隊員でその間代行する。

第22条　出動に際しては留守宅本部の指導者は、リーダー会が任命する。

第４章　財　政

第23条　救助隊の教育・訓練・救助装備の経費は、県連盟の財政から支出する。

第24条　救助隊が出動した祭の必要経費（交通費・宿泊費・食費・機材費の他・出動の際加入する山岳遭難対策保険料等、１７条３号に定める負担を含む）は、すべて依頼者（会、または家族）及び遭難者が支払うものとする。

第25条　特に高額費用を要する捜索・救助（航空機の使用等）については、依頼者（家族）と相談のうえ決定する。

第５章　附　則

第26条　救助隊の監督・隊長には、訓練・救助活動を行なうに当たって必要なものは、理事会の承認により、適宜支給または貸与する。但し、緊急の場合は、会長の判断、理事会の事後承認により、支給・貸与できる。

第27条　救助隊の監督・隊員の救助活動に伴う保険適用など、安全確保・補償問題については、県連理事会は必要な対策を適宜定める。

第28条　この規定の改廃は、県連理事会が行う。

第29条　　この規定は、1976年11月28日より実施する。

[附　則]

１．改正　　1985年6月12日　　改正

　　　　　　　　2002年7月7日　　 臨時総会改正

　　　　　　　　2016年3月6日　　　改正　　　第２章　第３条、第４条

　　　　　　　　　　　　　　　　　　第７条　（６）（７）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　第１１条

　　　　　　　　　　　　　　　　　　第１６条（３）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　第１７条（３）（６）

　　　　　　　　　　　　　　　第１８条（４）

　　　　　　　　　　　　　　　第２１条、第２２条